

## 5 訪問看護ステーションの利用者の状況

### (1) 訪問看護ステーションにおける要介護（要支援）度別利用者の状況

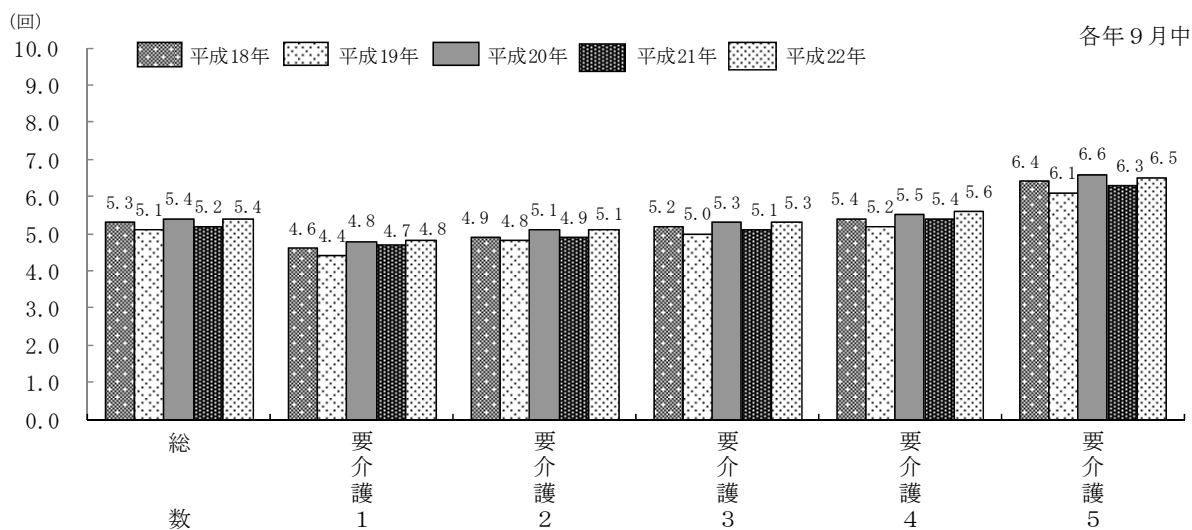
平成22年9月中の利用者の状況をみると、利用者1人当たりの訪問回数は、介護予防サービスでは4.0回、介護サービスでは5.5回となっている。利用者1人当たりの訪問回数を要介護（要支援）度別にみると「要介護5」が6.5回と最も多く、要介護度が高くなるに従い訪問回数が多くなっている。1事業所当たり利用者数をみると、介護予防サービスでは5.3人、介護サービスでは43.9人、1事業所当たり延利用者数は介護予防サービスでは21.3人、介護サービスでは243.3人となっている。（表16、図9）

表16 訪問看護ステーションの利用者1人当たり訪問回数、1事業所当たり利用者数、1事業所当たり延利用者数、要介護（要支援）度別

	平成22年9月中		
	利用者1人当たり 訪問回数(回)	1事業所当たり 利用者数(人)	1事業所当たり 延利用者数(人)
総数	5.4	...	...
介護予防サービス	4.0	5.3	21.3
要支援1	3.4	1.6	5.6
要支援2	4.3	3.6	15.4
介護サービス	5.5	43.9	243.3
要介護1	4.8	6.6	32.0
要介護2	5.1	9.2	47.1
要介護3	5.3	7.9	42.2
要介護4	5.6	8.4	46.9
要介護5	6.5	11.2	72.4

注：1）「総数」には、健康保険法等のみによる利用者を含まない。また、「介護予防サービス」には「要支援認定申請中」を、「介護サービス」には「要介護認定申請中」及び「その他」を含む。  
2）「1事業所当たり利用者数」、「1事業所当たり延利用者数」は、利用者なしの事業所を除いて算出した。

図9 訪問看護ステーションの要介護（要支援）度別にみた9月中の利用者1人当たり訪問回数の年次推移



注：「総数」には、健康保険法等のみによる利用者を含まない。

これより、調査対象期間中（平成22年9月1日～30日）に訪問看護ステーションを利用した者の推計数である。

## （２）性・年齢階級別利用者数

平成22年9月中の訪問看護ステーションの利用者のうち、介護保険法の利用者は、76.3%となっている。性別でみると、「男」は42.1%、「女」は57.9%となっており、年齢階級別にみると、介護保険法では「80～89歳」が41.0%、健康保険法等では「40～64歳」が32.3%と最も多くなっている。（表17）

表 17 支払い方法別にみた性・年齢階級別利用者数の構成割合

(単位：%) 平成22年9月

	総 数	介護保険法	健康保険法等
総 数	100.0 (100.0)	100.0 ( 76.3)	100.0 ( 23.7)
男	42.1	40.2	48.6
女	57.9	59.8	51.4
40歳未満	3.8	・	15.8
40～64歳	12.3	6.0	32.3
65～69	7.1	6.5	9.2
70～79	25.7	26.7	22.4
80～89	35.1	41.0	16.3
90歳以上	15.2	19.0	3.2

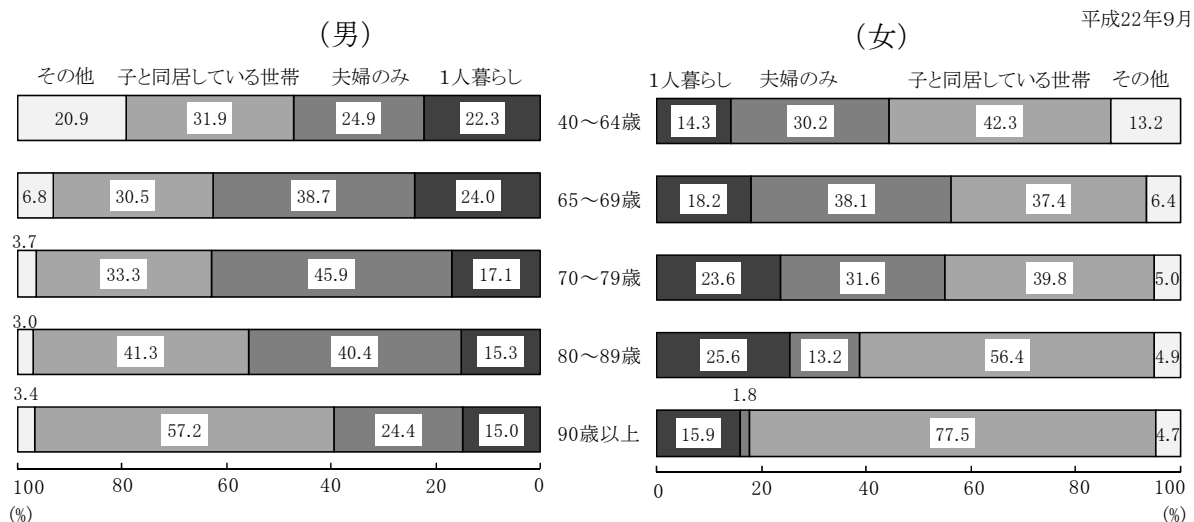
注：1) 総数には、年齢不詳を含む。

2) 「健康保険法等」の利用者は、介護保険法の支払いがなく、後期高齢者医療制度等の医療保険、公費負担医療等の支払いがあった者である。

## （３）同居家族の状況

介護保険法による訪問看護ステーションの利用者について同居家族の状況を性・年齢階級別にみると、40歳～64歳では男女とも「子と同居している世帯」が多くなっており、70歳～79歳では男は「夫婦のみ」が多く、女は「子と同居している世帯」が多くなっている。80歳以上では男女とも「子と同居している世帯」が多くなっている（図10）。

図 10 性・年齢階級別にみた同居家族の状況の構成割合  
(介護保険法による利用者)

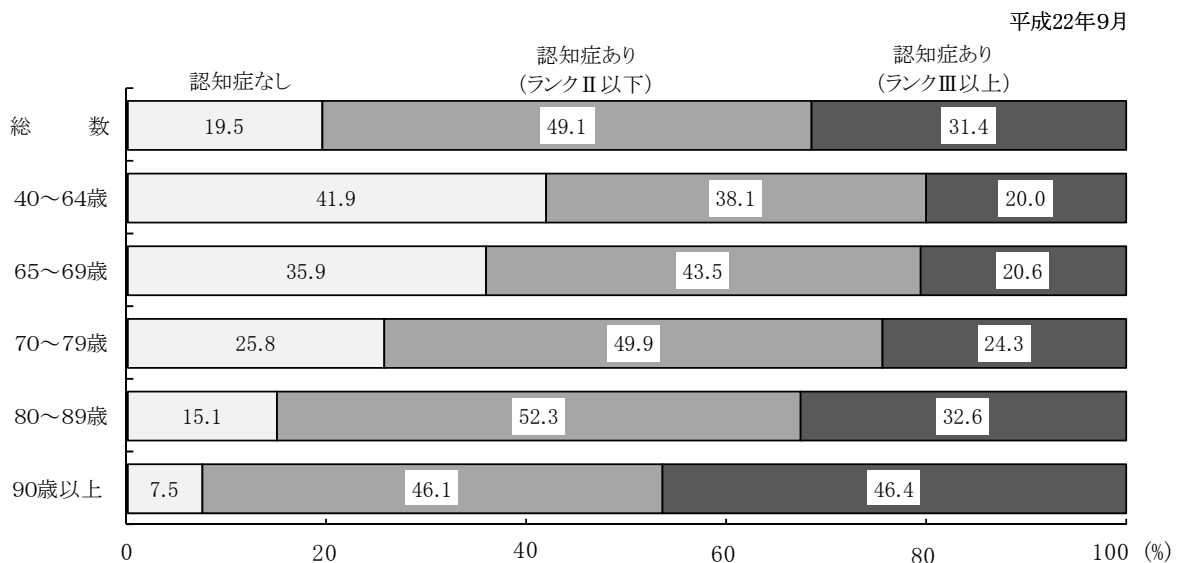


#### (4) 利用者の認知症の状況

年齢階級別に介護保険法による利用者の認知症高齢者の日常生活自立度の状況をみると、「認知症あり」は、加齢とともに増えており、80～89歳では約3人に1人が「認知症あり（ランクⅢ以上）」となっている（図11）。

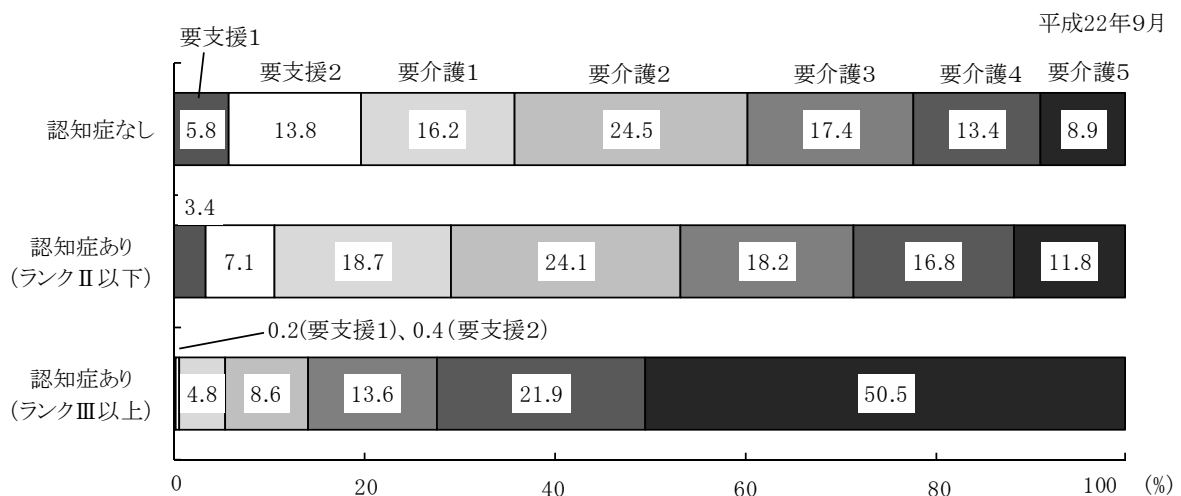
また、利用者の認知症の状況を要介護（要支援）度別にみると、認知症のランクが高くなるに従って、要介護度の高い人の割合が多くなり、「認知症あり（ランクⅢ以上）」では要介護5が約5割となっている（図12）。

図 11 年齢階級別にみた認知症高齢者の日常生活自立度の構成割合  
（介護保険法による利用者）



注：1) 認知症の状況には不詳を含まない。  
2) 「認知症あり」のランクは、「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」による。

図12 認知症高齢者の日常生活自立度別にみた要介護（要支援）度の構成割合  
（介護保険法による利用者）



注：1) 介護保険法による利用者のうち、「申請中」を除く。  
2) 「認知症あり」のランクは、「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」による。